

地区計画の区域内における行為の届出に関する適合通知書

鳥 第 号 令和 年 月 日
様 鳥栖市長
都市計画法第58条の2第1項の規定に基づき、令和 年 月 日付けで届出のあった下記の行為について、当該地に定められている地区計画に適合すると認めたので、通知します。
記

1 地区名	鳥栖北部丘陵新都市地区					
2 行為の場所	鳥栖市弥生が丘 丁目 番					
3 行為の着工予定日	令和 年 月 日	4 行為の完了予定日	令和 年 月 日			
5 建設又は施行の方法	(1)土地の区画形質の変更		区域の面積 ㎡			
	(2)建築物の建築又は工作物の建設	(イ)行為の種別 (建築物の建築・工作物の建設) (新築・改築・増築・移転)				
		(ロ)設計の概要	届出部分	届出以外部分	合計	
			(i)敷地面積	/	/	㎡
			(ii)建築又は建設面積	㎡	㎡	㎡
			(iii)延べ面積	(㎡)	(㎡)	(㎡)
	(iv)高さ	(v)用途				
	地盤面から _____ m		(vi)垣又はさくの構造			
	(3)建築物等の用途の変更	(イ)変更部分の延べ面積 ㎡		(ハ)変更後の用途		
		(ロ)変更前の用途				
(4)建築物等の形態又は意匠の変更	変更内容					
(5)木材の伐採	伐採面積		㎡			

備考
 当該届出に係る事項のうち、設計又は施行の方法の変更が生じた場合は、都市計画法第58条の2第2項の規定に基づき、工事着手の30日前までに、行為の変更届出書の提出が必要となります。